

中国の实用新型特許制度の 発展状況

中華人民共和国国家知識産権局
2012年10月

目 録

前書き	(2)
一、完備しつつある中国の実用新案特許制度	(2)
二、大多数の国と一致する中国の実用新案特許制度	(3)
三、著しい成果効果を挙げた中国の実用新案特許制度	(4)
四、実用新案特許の品質の向上に努める中国	(7)
終わりに	(7)

実用新案特許制度は、中国の特許制度の重要な構成部分である。小発明・小創造を保護することを趣旨とする中国の実用新案特許制度は、中国の特許保護の体系において独特な役割を果たしてきた。

中国の実用新案特許制度は遅れてスタートしたものの、早いテンポで発展を遂げてきた。中国の実用新案特許制度は国際公約の基本的原則に合致しており、大多数の国のやり方とほぼ一致している。

実用新案特許制度は中国において、著しい成果効果を挙げた。中国の実用新案特許制度により、中国での特許制度の施行が促され、中国の経済成長及び科学技術の進歩が促進された。さらに、中国における外国の特許技術及び外国企業の権益が有効に保護された。

中国では、実用新案特許の品質の問題を高く重要視し、有効な措置を積極的に講じることで、実用新案特許の品質の向上に努めている。

一、完備しつつある中国の実用新案特許制度

中国の特許制度の創設に伴い創設されてきた中国の実用新案特許制度は、中国の特許制度の重要な構成部分である。1985年4月1日に正式に施行された中国『専利法』に、発明、実用新案、意匠の3種の発明創造に保護を与えると明確に規定した。『専利法』の修正・整備に伴い、中国の実用新案特許制度が完備されてきた。

小発明・小創造を保護する中国の実用新案特許制度は、発明特許制度への一種の補足となる。実用新案特許権は、保護期間が10年とされ、発明特許と同様の法的効力がある。権利者には、許諾を得ていない他人が実用新案特許によって保護される発明創造を商業的に使用することを阻止する権利を有する。

(一) 中国の実用新案特許制度の創設と発展

特許制度が創設されたばかりの中国では、科学技術のイノベーション創出能力が比較的弱く、イノベーションの成果の多くは小発明・小創造だった。このような小発明・小創造は、技術の内容では発明特許より低い、科学技術の進展及び経済・社会の発展促進にとっては同様にプラスになるものであり、同じように適切な保護を受ける必要があった。中国の実用新案特許制度はまさに、この種の発明創造を保護するために創設されたものである。

1985年中国『専利法実施細則』に、「専利法に言う実用新案とは、製品の形状、構造又はその組合せについてなされた実用に適した新しい技術方案である。」と規定した。1985年『専利法』に、実用新案特許権の保護期間が5年で、3年の更新を申請することができると規定した。

1992年改正後の中国『専利法』において、実用新案特許権に対する保護がより一層強化され、実用新案特許権の保護期間を10年に延長されたとともに、特許権の更新手続きが取り消された。この改正を行った結果、実用新案特許権の保護期間は、世界で一般的に採用される保護期間と一致するようになった。

2000年改正後の中国『専利法』において、登録後の新規性・進歩性・実用性に焦点を当てる実用新案検索報告制度が増設された。また、TRIPS協定の関連原則を十分に参考にしたうえ、実用新案特許出願人及び特許権帰属確定紛争の当事者への司法上の救済ルートが提供された。

2008年改正後の中国『専利法』において、同じ出願人が同様の発明創造について実用新案特許及び発明特許を同時に出願することが認められた。また、予備審査の範囲を適宜拡大して、登録される実用新案特許の品質の向上を図った。実用新案検索報告を特許権評価報告へと改正し、評価の範囲を広げた。

実用新案特許権者による特許権行使を規範化するために、改正後の『専利法』ではさらに、実用新案特許権者が他人を特許権侵害で訴えた場合、人民法院又は行政機関は、国家知識産権局が作成した特許権評価報告を提出するよう要請することができる、と規定した。

改正後の『専利法』では、特許権侵害訴訟における従来技術抗弁制度が増設された。権利侵害で告訴された者は、自分が実施した権利侵害で告訴された技術が出願日以前の従来技術であることを証明でき

た場合、法院又は行政機関は、そのまま侵害告訴不成立と認定することができる。

(二) 中国の実用新案特許審査の特色

中国の実用新案特許審査制度は、予備審査制、予備審査プラス評価（検索）報告の2つの発展の段階を経過してきた。中国専利法に、予備審査を経て拒絶理由が見つからなければ、実用新案特許出願に特許権を付与することができる」と規定した。

予備審査制の実施期間は1985年4月から2001年6月までであった。この段階では、実用新案特許出願の審査として、方式上欠陥の審査及び明らかな実質的欠陥の審査がある。方式上欠陥の審査は、出願書類を揃えているか、出願料を全額納入しているか、出願人適格、書誌的事項、及び出願書類が出版の条件を満たすものであるかなど方式上の欠陥を審査することである。明らかな実質的欠陥の審査は、保護客体、新規性、実用性、単一性、特許請求の範囲が明瞭で簡潔であり、明細書によって支持されているか、明細書が明瞭で完全なものであるかなどを含め、明らかな実質的欠陥の内容について審査することで、権利付与される実用新案特許の品質を保証する。予備審査制は、方式審査制と比べて明らかにより厳格である。

予備審査プラス評価（検索）報告制度は実施期間が2001年7月から現在に至るもので、現に運用している中国の実用新案特許審査制度である。予備審査制に沿った、方式上欠陥の審査及び明らかな実質的欠陥の審査のほか、実用新案特許権評価報告制度も設定されている。実用新案特許権の安定性を評価する実用新案特許権評価報告は、予備審査制への補足と完備となる。実用新案特許権者又は利害関係人は中国国家知識産権局に、実用新案特許権の安定性を客観的に評価する実用新案特許権評価報告を発行するよう要請することができる。人民法院では特許権侵害紛争を審理する際に、これを特許権が安定なものかどうかを判断する根拠とすることができる。

二、大多数の国と一致する中国の実用新案特許制度

現在、世界では57の国・地域又は組織において実用新案特許制度を施行しているが、実用新案特許に関する専門的な国際条約がなく、単に『パリ条約』に、これの一般的な規定がなされている。中国の実用新案特許制度は、『パリ条約』における内国民待遇の原則、保護の独立の原則、優先権の原則などの原則に合致している。

統一された国際的条約による制約が少ないことから、世界諸国では、実用新案特許の保護客体の類別、新規性の判断基準、進歩性があることを必要とするか、実体審査を行う必要があるかなどの面において相違がある。中国の実用新案特許制度は他国のと完全に同一ではないが、大多数の国のやり方とはほぼ一致している。

大多数の国とほぼ同様な保護客体。個々の国（地域）では実用新案特許に対する呼称が完全に同一ではないが、小発明を保護するという根本的な目的では一致している。大多数の国では、実用新案特許の保護範囲の確認、権利侵害の判断又は権利の行使のため、実用新案特許の保護客体を製品や装置又は設備の形状、構造に関する発明創造に限定している。中国における実用新案特許制度の保護客体に関する規定も、同じ目的に基づくものである。

大多数の国とほぼ一致する審査制度。絶対多数の国では、実用新案に方式審査制が採用され、実体審査を行っていない。実体審査を採用しているのは、韓国、ブラジル、ポーランドなど少数の国にとどまる。中国では、実用新案特許出願に、方式審査制と比べてより厳格な予備審査制が採用され、方式上欠陥の審査のほか、明らかな実質的欠陥の審査も行う。

大多数の国と一致する特許権評価報告制度。実用新案特許に方式審査制が採用されている大多数の国では、出願人又はその他の利害関係人は特許機構に検索報告や文献報告などを発行するよう要請することができる。中国においても、予備審査制への重要な補足として、特許権評価報告制度を確立した。

大多数の国と一致する進歩性基準。大多数の国では、実用新案特許の進歩性について、発明特許のそれより低い基準が採用されており、また、実用新案特許の進歩性について明確な要件を設けていない国

もある。中国の実用新案特許の進歩性の基準は、「従来技術と比べて、実質的特徴と進歩を有すること」となっており、発明特許の進歩性基準である「実質的特徴・顕著な進歩を有すること」より低い、世界の大多数の国のやり方に属する。

大多数の国と一致する重複権利付与の回避。大多数の国では、同じ発明創造に関して発明特許権と実用新案特許権を同時に付与することを認めないが、一部の国では、2種の特許権が同時に存在することを認めている。中国『専利法』には、「同一の発明創造に対して、一つの特許権しか付与できない」と明確に規定した。

多数の国と比べてより高い新規性基準。多数の国では、実用新案特許の新規性基準において相対的新規性の基準が採用されている。中国では、実用新案特許の新規性の判定における従来技術の基準は発明特許と同様に、絶対的新規性の基準が採用されている。

三、著しい成果効果を挙げた中国の実用新案特許制度

中国の実用新案特許制度は中小企業のイノベーション創出の意欲をかきたて、中国での特許制度の施行を促し、特許技術の流通を促進し、経済の成長及び科学技術の進歩を促進したと共に、中国における外国の特許技術及び外国企業の権益を有効に保護した。中国の実用新案特許制度は、中国の現段階の国情に合致している。

(一) ここ数年で急増する中国の実用新案特許出願

1997年、中国の実用新案特許出願件数が5万件を突破し、初めて世界一位となった。2008年の実用新案特許出願件数が初めて20万件を突破し、2009年の出願件数が初めて30万件を突破し、2010年の出願件数が初めて40万件を突破した。2011年の出願件数が対2010年比で42.9%増の58.5万件となった。

2000年、中国の実用新案特許出願件数が世界実用新案出願の総件数の42%を占めた。中国の実用新案特許出願件数の大幅な増加に伴い、2010年には、中国の実用新案特許出願件数が世界の総出願件数の83%を占めた。

2011年、中国国家知識産権局で登録した実用新案特許は同期比18.6%増の40.8万件となった。2011年末まで、中国国家知識産権局で登録され、かつ有効に維持されている実用新案特許は112.1万件となっている。

ここ数年で中国の実用新案特許出願が急増し、膨大な件数となっているが、人口当たりの実用新案特許出願件数はまだ高くない。2011年、中国の人口1万人当たりの実用新案特許出願件数はやっと4.5件となり、ドイツ、日本、韓国などの史上最高時の人口当たりの件数より遥かに低い。ドイツでは1970年代中期の人口1万人当たりの実用新案特許出願件数は約7件、日本では1980年代中期の人口1万人当たりの実用新案特許出願件数は最高時には17件弱、韓国では1990年代中後期の人口1万人当たりの実用新案特許出願件数は最高時には14件弱だった。将来のある期間にわたって中国の実用新案特許出願件数も引き続き急速な増加を維持するものと思われる。

(二) 比較的に優れた安定性を有する中国の実用新案特許権

統計によると、2002年～2011年にわたって専利復審委員会で受理した実用新案特許無効宣告請求件数は10,044件。同じ期間の実用新案特許登録件数が166.7万件。実用新案特許の登録件数に占める無効宣告請求件数の割合は0.60%となっている。2002年～2011年にわたって終了した9,532件の実用新案特許無効宣告請求において、全部無効及び一部無効と宣告されたのはそれぞれ35.60%と11.80%となっている。同期間の登録総件数に占める無効宣告された実用新案特許の割合は0.27%だった。中国の実用新案特許権が高い品質と優れた安定性を有することを物語っている。

ここ10年では、年間の実用新案特許権無効請求件数対当年度登録件数の割合では、著しい低下の傾向が見られる。2002年の実用新案特許権無効請求は756件で、当年度に権利付与した実用新案特許権

(57,487件)に占める割合は1.31%だった。2011年の実用新案特許権無効請求は1,323件で、当年度に権利付与した実用新案特許権(408,110件)に占める割合はわずか0.32%だった。ここ数年における中国の実用新案特許の品質が安定して向上し、中国の実用新案特許制度がよく運用されていることを裏付けている。

(三) 中国における外国の特許技術を有効に保護している中国の実用新案特許制度

ここ数年、中国における外国の実用新案特許出願件数が継続的に急増し、2011年の実用新案特許出願件数は、2007年の3.1倍の4,164件となった。これら中国における外国の実用新案特許出願は58の国や地域からのものであり、上位6位の出願件数の国としては、順番に日本、米国、ドイツ、韓国、スイス、フランスが挙げられる。うち、日本と米国による実用新案特許出願件数はそれぞれ約1/3と1/4を占める。2011年、日本、米国、ドイツ、スイス、フランスなどによる、中国における実用新案特許出願件数は著しく増加し、対2010年比でそれぞれ167%、20.6%、79.6%、136.4%、190.2%増となっている。

2011年の中国における外国の実用新案特許出願件数ランキングの上位10の出願人はいずれも有名な多国籍大手企業で、主に米国と日本からのものだった。実際、これらの多国籍企業では、本社名義によるもののほか、中国にある子会社や独資会社、合弁会社による実用新案特許出願件数も多い。うち、米アップル社からの実用新案特許出願は同期比で268%増となっている。

(四) 中小企業のイノベーション創出の意欲をかきたてる中国の実用新案特許制度

中国にある数多くの中小企業では、研究者、ひいては決定権を握る者は、複雑な特許制度をあまり良く知らない。中国では、実用新案特許出願の審査に実行されるのは予備審査制で、審査手続の簡潔化、審査期間の短縮、出願料金の低減が図れることから、数多くの中小企業に特許の扉が開いた。

蘇州天臣国際医療科技有限公司は、医療技術の研究開発、イノベーション創出と生産製造に尽力するハイテク企業であり、主力製品のミドル・ハイエンドな外科手術用器械を欧州、北米など国際市場向けに販売している。現在、297件の実用新案特許出願を保有している。うち、最も代表的な実用新案特許「外科用装丁器械回転刃先」は、吻合器の伝統的なデザインを徹底的に改変したもので、今まで必要とされてきた刃の素材及び加工に対する高い条件が緩和され、手術の安全・信頼性と成功率を大きく引き上げ、手術のコストを低下させた。

蘇州海新機電工業設備有限公司は、これまで静電気防止品の研究開発と生産に尽力してきた。技術のイノベーションを堅持し、自主的知的財産権の開発と保護を重視しており、現在保有している実用新案特許が50件を超えた。9年間にかけて努力を重ねた結果、静電気除去設備に関して規模化した生産基地を築き、ネットプラットフォームを介し、優れた品質のサービスを安い価格で世界に提供し、コニカ、ソニー、ニコンなど世界有数の企業の指定サプライヤーとなった。

中国にある多くの中小企業は、蘇州天臣科技や海新機電のように実用新案特許により自社の技術イノベーションを有効に保護し、市場競争に参加する能力を強化してきた。実用新案特許は、中国の中小企業の発展初期から、企業のイノベーション創出に強力な保護を与え、将来の発展成長を目指す基盤を作った。

(五) 特許技術の転化を強く促進する中国の実用新案特許制度

発明特許の技術と比べて、実用新案特許の技術は比較的簡単で、より実施しやすい。また、実用新案特許の購入、又は独占的・排他的実施許諾の取得は料金が比較的安いことから、中小企業には受け入れられやすい。さらに、実用新案の審査期間が短く、権利付与が早いことから、実用新案の技術を最も速いスピードで公衆に知らせ、技術貿易のルートに入らせることを可能にした。

調査の結果によると、2011年末現在、3年以上維持されている実用新案特許は国内の有効実用新案特許の52.8%を占める。うち、6年以上維持されている実用新案特許は12.9%を占める。2006年から2010年までの登録された実用新案特許の実施率はすべて60%を上回っている。実施された実用新案特許のう

ち、特許権者自ら実施したものの割合は90%を上回った。長い維持年数と高い実施率は、実用新案特許に高い技術レベルを有することや、実用新案特許が景気促進に重要な役割を持っていることを物語っている。

中国の実用新案特許はほとんど、実生産に応用されており、登録された実用新案特許の実施率は発明特許のそれ（60%未満）より高くなっている。

（六） 中国現在の国情に合致している実用新案特許制度

実用新案特許制度が中国で著しい成果効果を挙げたのは、国情に立脚点を置きながら、外国の先進的な経験を学習し、手本にした結果である。世界諸国の知的財産権制度発展の歴史を振り返って見ればわかるとおり、国の当時の生産力の発展水準に適し、将来の発展に伴って変革していく知的財産権制度こそ、科学技術のイノベーション創出及び経済の成長を促進できる。

改革開放以来、中国経済が迅速に成長し、科学技術のイノベーション創出能力は著しく高まった。現在、イノベーション型国家の建設に努める中国では、要因駆動型の経済成長からイノベーション駆動型への転換を推進するよう注力し、自主的イノベーション創出能力の引き上げを経済成長モデル転換及び産業構造調整における中核的な一環としようとしており、中国の科学技術のイノベーション創出能力が安定したペースで向上している。

しかし、発展途上国の中国は現在、全般的なイノベーション創出能力がまだ低く、先進国との間に大きなギャップが存在しており、いまだにフォロワー・学習型の国である。現時点のイノベーション活動は主に外郭的で簡単な改善技術と再革新であり、自社保有の技術のほとんどは従来技術又は関連技術を元にした改善、移植の結果である。このような技術は市場寿命が短く、技術的含有量が比較的に低いものが多い。実用新案特許制度は依然として発明創造を有効に奨励し、経済成長を促進する重要な知的財産権制度の一つである。

実用新案特許を出願することは、中小企業として知的財産権戦略を実施し、自主的イノベーション創出を促進する重要な手段となっている。実用新案特許出願を、自主的知的財産権を保有するための重要なルートと考える中国の中小企業は多くなりつつある。実用新案特許が企業の重要な無形資産となり、実用新案特許制度が市場競争に参加する中小企業の効果的なツールとなった。

四、実用新案特許の品質の向上に努める中国

中国では、常に実用新案特許の品質の問題を高く重視している。改正後の中国専利法では、実用新案特許権の付与基準をより一層引き上げ、実用新案特許の品質の向上に法的保障を与えている。

ここ数年、中国国家知識産権局は、法による審査を堅持すると同時に、有効な措置を積極的に取り、審査の品質管理システムを整備し、実用新案特許の品質の向上を図っている。

第一、局・部・処3級の審査の品質管理システムを確立、健全化し、目標管理及びプロセス制御などの内部管理をより一層強化すること。実用新案特許の審査基準の実行の一致化を目指す有効な措置を講じる。

第二、従来技術の踏襲及び重複出願など非正常な特許出願行為への取締力を強め、明らかに新規性を有しないもの、並びに明らかに重複付与に属する低質な実用新案特許出願に審査を強化すること。

第三、実用新案特許出願の明らかな実質的欠陥に関する審査意見通知書について、審査処長（部長）による確認・署名の上発行すべき旨を規定し、審査処長（部長）による確認・署名の上発行する制度を実行すること。

第四、特許審査品質に関する外部からのフィードバック体制を確立し、ウェブサイトやホットライン、電子メール、手紙などの方法によりフィードバックの意見を収集し、実用新案特許を含めた特許の審査業務に対する公衆の監督とクレーム申立を受け入れること。

終わりに

過去 20 数年間に、中国で発展し、整備されつつある実用新案特許制度は、著しい成果効果を挙げた。しかし、中国の実用新案特許制度は、確立からそれほど時間が経っておらず、ある程度の不備もあり、更に改善し、健全化する余地がある。

将来、相当長期間にわたって、実用新案特許制度を引き続き実施することは、依然として中国の国情からして現実的な選択肢である。中国の実用新案特許制度は経済・社会の発展及びイノベーション創出能力の向上に伴って必然的に完備していくものと信じる。

中国では、今までどおり、法により実用新案特許の審査を強化し、実用新案特許の品質の向上に努める。また、知的財産権分野の諸国際条約及び協定において尽くすべき義務を真剣に履行し、知的財産権に関する国際協力を綿密に強化し、世界の実用新案制度がより一層均衡に効率的な方向へと向かうよう共に促進する。

出所：

2012 年 12 月 21 日付け国家知識産権局ホームページを基に、JETRO 北京事務所にて日本語仮訳を作成。

http://www.sipo.gov.cn/yw/2012/201212/t20121221_781008.html